金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十七号

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百八十五条の十九の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十七年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「八千円」を「八千五十円」に、「七千六百円」を「七千六百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和元年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正前の金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令第二条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する出頭等に必要な日数で、この政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十八号

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の六十四の規定に基づき、この政令を制定する。

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十九年政令第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「八千円」を「八千五十円」に、「七千六百円」を「七千六百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和元年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正前の公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令第二条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する出頭等に必要な日数で、この政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三